

町政を問う

# 国の交付税措置を全面的に信頼して大丈夫なのか!!



青山 英樹 議員

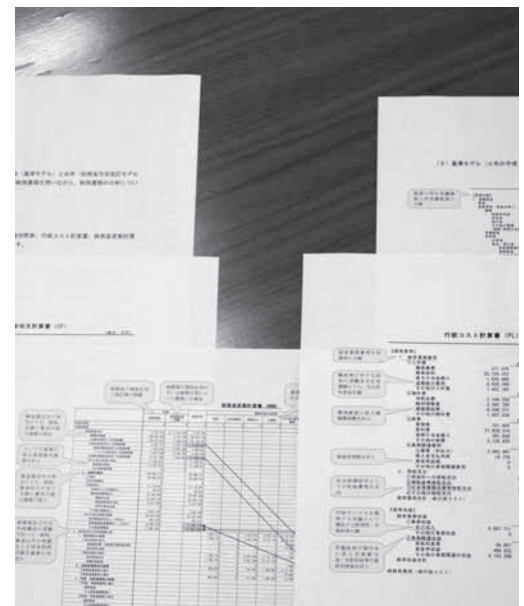
## 交付税措置は制度化され信頼できる

「借金依存体質からの脱却」に矛盾はないのか

**青山** 歳入で大きな割合を占める地方交付税交付金は減額の傾向にある。国はその不足分を臨時財政対策債（＝臨時財）の発行（＝借金）で肩がわりさせている。

臨財は発行可能額の形で枠内での借金となるが、満額の起債をしていることから町長の言う「借金依存体質からの脱却」に矛盾のある行為ではないのか。

**町長** 地方公共団体の財源不足に対して、平成13年度には国と地方において折半することをルールとし、国の負担分については一般会計からの加算として、また地方の負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債、臨時財政対策債により補てんし、その元利償還金相当額については、その全額を後年度、基準財政需要額の個別算定経費、公債費に算定する内容の制度改正が行われ、これにより臨時財政対策債が制度化



新地方公会計制度諸表

され、財源不足に対応する国の責任が明確化されています。

交付税措置については制度化されていることから信頼できるものと考えています。

### 有名無実の「交付税措置」!

**青山** 交付税措置とは起債した借金を「国が地方交付税交付金で面倒見ますよ」との意であるが、実態は貸出式の基準財政需要額に加算されるだけである。

年々交付税額が減少傾向の中、この措置は有名無実で借金ばかりが増えていくのに過ぎない。この制度の不備を知りつつ、交付税措

置を全面的に信頼することが町民の利益に結びつくのか。

**町長** 平成23年度地方交付税の概算要求の中で、平成24年度以降の2年間の財源不足の変動についても臨時財政対策債で調整し、地方財政の自立性を高めるとしている。町としても、当面は臨時財政対策債を有効に活用させていただいている。

歳入については、大きな増収は見込めず、新たな財源を求めることは困難であり、臨時財政対策債の借入れを行わないことは町民サービスの低下に直結するため、地方債現在高の抑制を図りながら財政運営に努めてまいりたい。

### 遅れている財務書類4表の導入!

**青山** 財務状況をより分かりやすく知らせる目的で財務書類4表が要請されている。平成20年度決算に関する財務書類の整備状況は、全国の市町村1732団体のうち920団体が作成済みとある。財務書類4表の作成方法として示された新地方公会計モデルへの取り組みをどのように進めているのか。

**町長** 総務省方式改定モデルを活用し、財務書類4表、賃借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成を進めている。

新地方公会計制度については、第5次矢吹町財政改革大綱、集中改革プランの実施項目に掲げ取り組んでまいりたい。

また、財務書類4表をわかりやすく公表することにより、予算編成、決算分析など、今後の町の行財政運営に活用するためにも、平成22年度決算から作成し、公表できるよう準備を進めております。